

## 消防団員応援事業所事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、消防団活動の活性化並びに消防団員の入団促進を図り、もって地域防災力の向上を目的として、企業及び店舗等（以下「事業所」という。）が、兵庫県内の消防団員（以下「団員」という。）に対してサービス等の提供をすることにより消防団員を応援する事業の実施に関し、必要な事項について定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 この事業は、兵庫県、公益財団法人兵庫県消防協会（以下「協会」という。）及び関係市町が相互に協力し実施するものとする。

### (消防団員応援事業所に関する基本的な考え方等)

第3条 消防団員応援事業所は、第1条の趣旨に賛同し、自主的にサービス等を提供するものとする。

2 この要綱におけるサービス等とは、協会の正会員である団員及びその家族等が享受することができる利用料金及び商品価格の割引、飲食物・記念品の進呈及び買い物ポイント加算等をはじめとした各種サービスのことをいう。

### (登録)

第4条 消防団員応援事業所として登録しようとする事業所は、当該事業所が所在する市町を所管する協会支部（以下「管轄支部」）へ、「消防団員応援事業所登録申込書（様式1）」により登録を申し込むものとする。ただし、次に掲げる事業所については登録を行わないこととする。

- (1) 宗教活動及び政治活動を行う事業所
- (2) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する事業所
- (3) 各種法令等に違反している事業所またはその恐れのある事業所
- (4) 通信販売及びインターネットによる販売など対面による販売やサービスの提供を前提としない事業所
- (5) 前各号に定めるもののほか、公益財団法人兵庫県消防協会会长（以下「会長」という。）が適当でないと認める事業所

2 登録申込のあった管轄支部は、「消防団員応援事業所一覧（様式2）」を作成し、登録申込書とともに会長へ進達する。

## 別添 1

### (表示証)

第5条 会長は、登録申込書の内容を確認の上、消防団員応援事業所として登録を行ったときは、その表示証として、「消防団員応援事業所ステッカー(様式3)」を各轄支部を通じて登録事業所に対して交付する。

2 消防団員応援事業所は、当該店舗の入口等の見えやすい場所に表示証を表示とともに、自らが作成するパンフレット、チラシ、ポスター、ホームページ等に掲載するように努めるものとする。

### (団員カード)

第6条 会長は、当事業の実施に関して協会の会員であることを証明するものとして、「消防団員カード(様式4)」を各支部を通じて団員に対して交付する。

2 団員は、登録事業所からサービス等の提供を受けようとする場合は、前項のカードを提示しなければならない。

### (消防団員応援事業所の公表)

第7条 会長及び市町等は、消防団員応援事業所の名称、所在地及びサービスの内容等について、ホームページ等により公表するものとする。

### (登録の取消し)

第8条 会長は、消防団員応援事業所が事業を廃止したとき又は偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき、または第4条第1項各号に掲げる事業所に該当することが明らかになったときは、当該登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を取り消された事業所は、速やかに、第5条第2項による表示を取りやめ、管轄支部を通じて表示証を会長へ返還しなければならない。

### (協力又はサービス等の提供の停止・変更)

第9条 消防団員応援事業所は、団員に対するサービス等を停止又は変更することができるものとする。この場合、当該登録事業所は、管轄支部を通じて会長にその旨を連絡しなければならない。

なお、サービス等の提供を停止する場合の表示証の取扱いについては、第8条第2項を準用する。

### (雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。